

発行：社会福祉法人洋野町社会福祉協議会

本所：〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市23-27-2 TEL65-5360 FAX65-5450

大野事務所：〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野56-78-30 TEL77-2180 FAX77-2181

ホームページ：http://hirono-shakyo.or.jp

今年も共同募金運動にご協力をお願いします！

あなたは一人じゃない。



支える人がいて、支えられる人がいる。

「助け合う」という言葉は、とても温かい言葉だと思います。

そこには「人」がいて、「人」がいる。けっして一人じゃない。一人にさせない。

「困ったときはお互いさま」の精神から始まった赤い羽根の募金活動。

世の中の、誰もがしんどい今こそ、そのチカラを発揮するときです。

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金



今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まりました。共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、国民一人ひとりのたすけあい精神に基づき募金運動です。

今年も町民皆さまの温かいご理解ご協力をよろしくお願いたします。

(関連記事 2～3ページ)

主な内容

	ページ
赤い羽根共同募金運動について	2～3
日常生活自立支援事業のご案内	4
生活福祉資金貸付制度のご案内	5
就労継続支援B型事業所パワーズ利用者募集 ・社協会費納入のお礼と報告	6
福祉の話題	7
ふくし情報コーナー	8

この広報紙は、共同募金の助成により発行しています。

「地域の福祉、みんなで参加」

ました。町民皆さまのご理解ご協力をお願いします！！

10月1日から全国一斉に『共同募金運動』が始まりました。

今年も街頭募金をはじめ、戸別募金、法人募金、学校募金、職域募金などの方法で10月1日から12月31日までの3ヶ月間、募金活動を実施いたします。町民皆さまの温かいご理解ご協力をお願いします。

洋野町の今年の目標額は **5,271,000円**

(赤い羽根共同募金運動3,117,000円、歳末たすけあい運動2,154,000円)

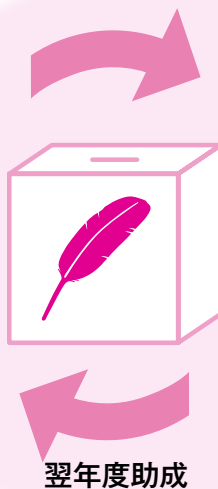
赤い羽根共同募金の流れ

町民の皆さんから寄せられた募金

戸別募金・街頭募金・学校募金・窓口募金
イベント募金・職域募金・法人募金

民間福祉施設や社会福祉協議会等へ助成

寄せられた募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われています。残りの30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に都道府県の範囲内で使われています。



岩手県共同募金会 洋野町共同募金委員会

事務局：洋野町社会福祉協議会内

全額送金

岩手県共同募金会

翌年度助成

洋野町における 赤い羽根共同募金の 使いみち

令和元年度の共同募金運動に寄せられた募金のうち、町社会福祉協議会では、2,075,739円の助成を受け、令和2年度において次の事業を実施するために有効に活用させていただきます。

ボランティア活動のために

- 地域福祉団体助成事業
- ボランティア活動参加促進事業

在宅福祉活動のために

- 一人暮らし高齢者給食サービス事業

- ふれあいいきいきサロン



社会参加活動のために

- 一人暮らし高齢者の集い



広報調査活動のために

- 社協だより発行
- ふれあいサロンだより発行





赤い羽根共同募金運動

10月1日▶12月31日

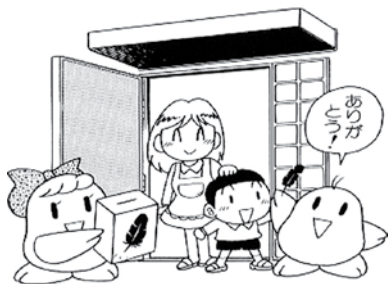
10月1日から全国一斉に「共同募金運動」が始まり



～募金の取り組み方法について～



戸別募金



行政推進員さんを通じて各世帯に赤い羽根を配布して、募金のご協力をお願いします。

街頭募金



町内のボランティアの方々にご協力をいただき、街頭で募金のご協力を呼びかけます。

学校募金



福祉教育を目的に町内小・中・高等学校の児童・生徒へ募金のご協力を呼びかけます。

法人募金



町内の企業等で共同募金運動の趣旨にご理解をいただき、ご協力いただく募金です。

職域募金



官公庁や団体等で働いている皆さんに募金のご協力をお願いします。

窓口募金



町内店舗等に募金箱を設置していただき、募金のご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため町内の各イベントが中止となったことに伴い、今年度のイベント募金は中止することといたしました。また、街頭募金等を実施する際は、マスクの着用や手指消毒の徹底等新型コロナウイルス感染予防対策を講じたうえで実施いたします。

共同募金に関する お問い合わせ先

町共同募金委員会
(町社会福祉協議会内)

本 所：TEL 65-5360
FAX 65-5450
大野事務所：TEL 77-2180
FAX 77-2181

歳末たすけあい運動

12月1日～12月31日

12月1日から12月31日までの期間は、歳末たすけあい運動を実施します。

引き続き、町民皆さまのご理解ご協力をよろしく申し上げます。



日常生活自立支援事業のご案内

高齢の方や障がいがある方が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的金銭管理などを行う事業です。

1. どんな人が利用できるの？

自分ひとりで判断することに不安な方やお金の管理に困っている方など

例えば…

- 介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない
- 福祉サービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない
- 計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう
- 最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配

2. どんなサービスが受けられるの？

1. 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。



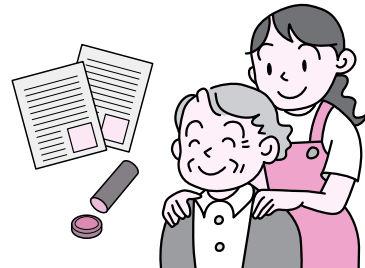
2. 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。



3. 書類等預かりサービス

大切な印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします。

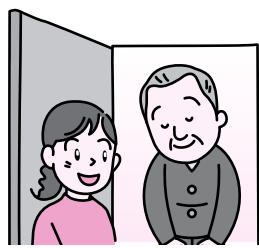


3. サービスの利用手続きはどうすればいいの？



1. 相談の受付

まず、社会福祉協議会にご連絡ください。ご本人以外でも、ご家族など身近な方、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



2. 相談打ち合わせ

専門員がご自宅を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談に当たってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。



3. 契約書・支援計画の作成

お困りのことやご希望などご本人の意向を確認しながら、支援計画を作成します。その後、契約内容等をご提案します。



4. 契約・サービス開始

契約内容・支援計画に納得いただければ、利用契約を結びます。契約後、支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。

4. サービスの利用に費用はかかりますか？

ご相談は無料です。……ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

サービスは有料です。……福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。1回1時間あたりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。

生活福祉資金 貸付制度

この制度は、所得の少ない世帯、障がいのある人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、低い利子（一部無利子）でお金を貸し付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長を図り、社会参加の促進を図る貸付制度です。

●ご利用いただける世帯

低所得世帯/障がい者世帯/高齢者世帯/生活保護世帯

●連帯保証人

原則として必要。ただし連帯保証人なしでも貸付可能な場合があります。

●貸付利子

連帯保証人を立てた場合は無利子/連帯保証人を立てない場合は年1.5%（教育支援資金と緊急小口資金については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子）

●延滞利子

期限までに償還できない場合は、残元金に対して年3%の延滞利子が発生します。

※他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合は、他制度を優先していただきます。(母子父子寡婦福祉資金貸付制度、日本学生支援機構による奨学金など)

※この貸付資金は、生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、お住まいの地区の民生委員が支援・相談にあたります。

資金の種類	貸付限度額
1 総合支援資金 …失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立を見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。	
生活支援費 ・生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内
住宅入居費 ・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
一時生活再建費 ・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
2 福祉資金 …低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
福祉費	
生業を営むために必要な経費	460万円以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	580万円以内 (技能習得期間による)
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	230万円以内 (療養期間による)
介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	230万円以内 (介護サービスを受ける期間による)
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金 ・緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。	10万円以内
3 教育支援資金 …低所得世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金	
教育支援費 ・高校、大学、高等専門学校等への就学に際し必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内
就学支度費 ・高校、大学、高等専門学校等への入学に際し必要な経費	50万円以内
4 不動産担保型生活資金 …一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金	
不動産担保型生活資金 ・低所得の高齢者世帯対象	月30万円以内 宅地評価額の7割程度
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・要保護の高齢者世帯対象	居住用不動産の評価額の7割程度 (生活扶助額の1.5倍以内)

就労継続支援B型事業所パワーズ 利用者募集中!!

定員

20名

主たる対象者

- ①知的障害者（18歳未満の方を除く）
- ②精神障害者（18歳未満の方を除く）
- ③身体障害者（18歳未満の方及び原則として自力で移動等が困難な方を除く）

生産活動

クリーニング、木製フラワースタンド等木製雑貨製作作業等 ※能力等に応じた作業を提供します。

1日の流れ

9:50~10:00	朝礼
10:00~12:00	生産活動等
12:00~13:00	昼食・休憩
13:00~15:00	生産活動等
15:00~15:30	掃除・終礼

事業所所在地・お問い合わせ先

岩手県九戸郡洋野町大野62-57-1
TEL 0194-77-2180
(町社会福祉協議会大野事務所)

営業日及び営業時間

【営業日】

月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び8月13日から8月19日を除く）

【営業時間】

午前8時30分～午後5時15分

その他のサービス等

生活相談・健康管理、送迎サービスの他、季節行事、利用者・職員交流会等も行います。



見学・体験利用、随時受付中です！お気軽にお問い合わせ下さい！

令和2年度 洋野町社会 福祉協議会会費納入の お礼と報告

令和2年度社協会費の納入について、町民の皆様より多大なご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

皆様よりご協力いただいた会費は、町の地域福祉推進のための貴重な財源として有効に活用させていただきますので、今後とも当協議会へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

また、社協会費の取りまとめ等にご協力いただいた、行政推進員及び月番・班長の皆様に深く感謝申し上げます。

総額 5,179,000円 ※令和2年10月1日現在

一般会費 5,122,000円 (5,122件分)

- 一般会費とは…
町内の各世帯 1世帯あたり1,000円

賛助会費 57,000円 (28件分)

- 賛助会費とは…
 - ・本会の趣旨に賛同してくださる篤志者等 1,001円以上
 - ・本会員役員及び評議員 2,000円

町民皆様よりご協力をいただいた会費は、町の地域福祉推進のために下記のような事業等に有効に活用します。

- 地域での福祉活動のために…
- 地域福祉やボランティアに関する各種研修事業のために…
- 児童生徒のボランティア教育推進のために…
- 社協運営事業のために…

令和2年度第1回社会福祉講座を開催!!

テーマ『子ども食堂スタッフ体験』

7月25日、三区むつみ館で第1回社会福祉講座(ボランティアスクール)を開催し、町内の高校生7名が参加しました。

本講座は、同施設を会場に月1回子ども食堂を開催している、むつみ子ども食堂さんのご協力をいただき、『子ども食堂スタッフ体験』をテーマに開催したものです。

むつみ子ども食堂は、世代を問わず子どもからお年寄りまで参加でき、交流の場として地域住民から親しまれています。

参加者は、運営スタッフのみなさんから、ボランティアの心得を学び、住民主体で取り組む地域活動について理解を深めました。



~当日の様子~



ふくし情報コーナー

～ Information ～

このページに関するお問い合わせは

◇町社会福祉協議会まで

本 所：☎65-5360

大野事務所：☎77-2180

赤い羽根共同募金運動街頭募金情報

次の日程で募金活動を実施いたしますので、皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

[第1回街頭募金]

日時／令和2年10月1日（木）午前11時～
場所／たねいち産直ふれあい広場

[第2回街頭募金]

日時／令和2年10月5日（月）午前9時～
場所 大野中心街（市の日開催会場）

福祉用具等貸与事業

一時的に福祉用具が必要となった方に対し、介護用ベッドや車いすを無償で貸し出しをして、在宅介護の支援を行っています。

ご利用を希望される方は、当協議会へお気軽にお問い合わせください。



古切手収集ボランティア

当協議会では、壊れた車いすを修理して、車いすが不足している海外へ寄贈する「いわて車いすフレンズ」活動を応援しています。そこで、古切手や書き損じハガキなどを募集しており、寄せられた古切手などは、岩手県社会福祉協議会を通じて、車いすを海外へ輸送するための費用として活用されています。当協議会では、随時受け付けをしていますので、ご協力をお願いします。



心配ごと相談所の開設

住民のあらゆる生活上の相談に応じ、適切な助言と援助を行うため、心配ごと相談所を開設しています。生活一般、障がい者関係、福祉サービス関係等、お気軽にご相談ください。

- ◆開催日 毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ◆時間 午前8時30分～午後5時まで
- ◆場所 町社会福祉協議会
本 所（種市生活改善センター内）
大野事務所（大野福祉センター内）
- ◆相談料 無料

赤い羽根募金自動販売機設置協力者募集

～自動販売機の設置で地域貢献～

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会では、地域福祉を推進するための財源確保のため、「赤い羽根自動販売機」の設置推進に取り組んでいます。この自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機による売り上げの一部を寄付していただくもので、この募金は「ふれあいいきいきサロン事業」「一人暮らし高齢者給食サービス事業」等、設置した地域の様々な地域福祉活動に活用されます。



赤い羽根自動販売機（イメージ）

設置に必要なもの

- ・設置場所の提供 約1㎡（スペースに応じた自販機が選べます）
- ・月々の電気代 2,000円程度（販売業者や自動販売機のタイプ等により異なります）

設置のメリット

- ・自動販売機の管理（メンテナンス・在庫管理・商品補充・空き缶回収等）は販売業者が行うため、設置者は時間や手間をかけずに地域貢献をすることができます。
- ・売り上げに応じて所定の販売手数料が販売業者から設置者へ支払われます。

- ※自動販売機は無償貸与され、設置に伴う費用も無料です。
- ※販売業者は、㈱伊藤園、ダイドードリンコ㈱、みちのくコカ・コーラボトリング㈱などから選ぶことができます。
- ※売り上げの一部が共同募金会に寄付されます。寄付の割合は、販売業者により異なります。

お問い合わせ先

町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）

本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450

大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181